

第4期にかほ市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和5年4月

秋田県にかほ市

■目次

1. 背景 ······	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項 ······	4
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況 ······	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標 ······	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組 ······	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 ······	8
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関する安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圈及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法

律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向か、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

【表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標】

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位:億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	從来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すと

しています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算になります。

2. 基本的事項

(1) 目的

にかほ市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「にかほ市事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、にかほ市が実施している事務及び事業に關し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

にかほ市事務事業編の対象範囲は、にかほ市の全ての事務・事業とします。これまでの計画では基準年度において存在しない施設や計画の期間内に開設した施設は含めないものとしていましたが、第 3 期計画中に公共施設統廃合による院内診療所の廃止、ガス部局の民間企業への移管により対象施設に大きな変動があったため、対象施設を別表のとおりとします。

また、管理を外部への委託等により行う施設については対象外としますが、その場合でも受託者等に対して、温室効果ガスの排出抑制のための措置を講じるよう要請できるものとします。

なお、公用車については、作業用車両(除雪車、ローダー、グレーダー等)を除く全車両を対象としますが、対象としない車両についても温室効果ガスの排出抑制に努めるものとします。

【表 2 対象とする施設】

No	施設名	No	施設名
1	象潟庁舎	10	象潟郷土資料館
2	金浦庁舎	11	金浦公民館
3	仁賀保庁舎	12	白瀬南極探検隊記念館
4	小出診療所	13	図書館こぴあ
5	スマイル	14	仁賀保公民館
6	象潟保健センター	15	仁賀保勤労青少年ホーム
7	金浦保健センター	16	フェライト子ども科学館
8	象潟公民館	17	消防本部
9	象潟体育館	18	多目的運動広場

(3) 対象とする温室効果ガス

にかほ市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)及び水道使用に起因する二酸化炭素とします。

(4) 計画の位置づけ

計画期間：令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間

基準年度：平成25（2013）年度

削減目標：令和3（2022）年度の二酸化炭素排出量の25%削減する。

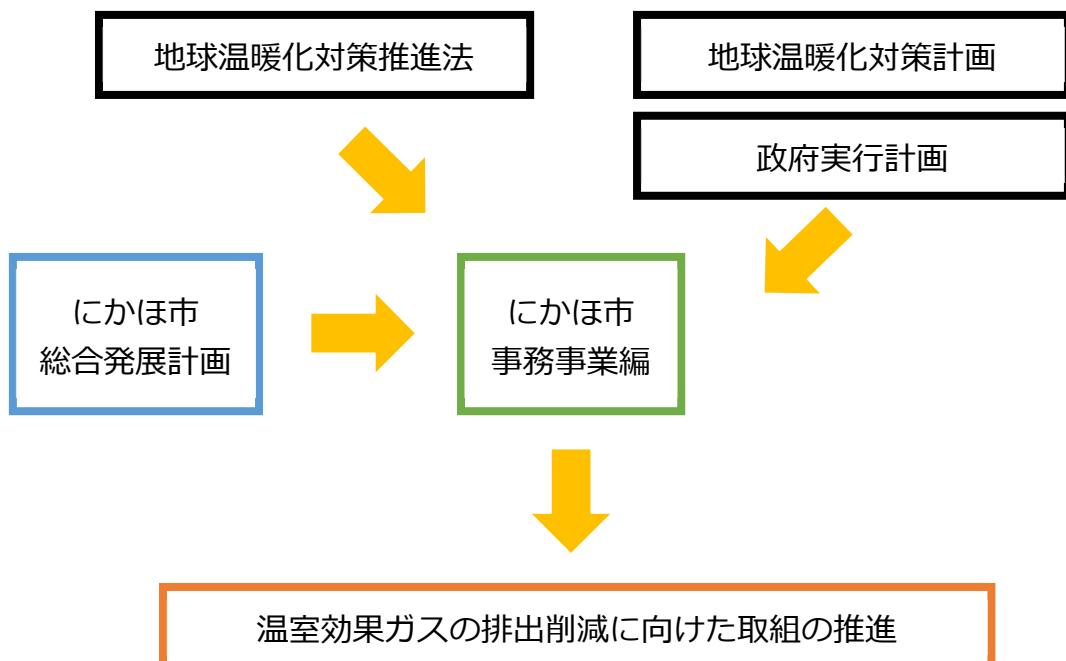
【表3 計画期間のイメージ】

項目	年度								
	2013	…	2023	2024	2025	2026	2027	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度
計画期間			■	■	■	■	■	■	→

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

にかほ市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及びにかほ市総合計画に即して策定します。

【図1 にかほ市事務事業編の位置付け】

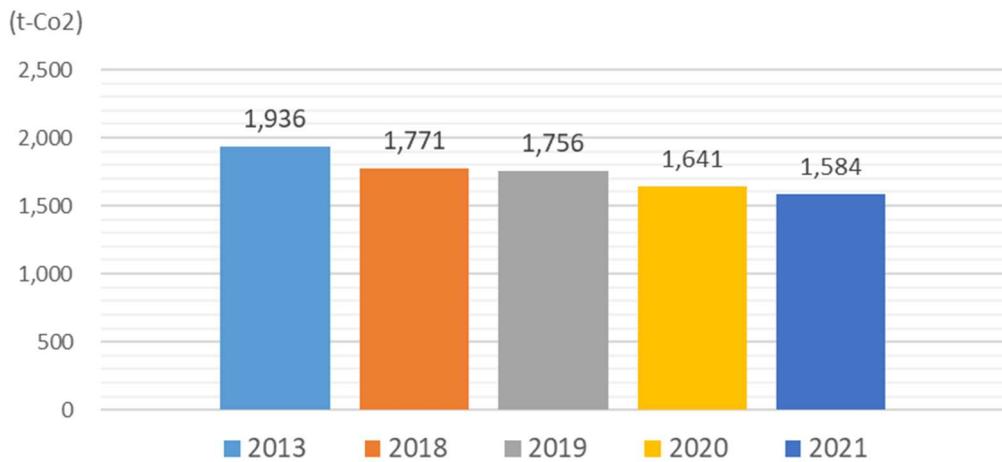


3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

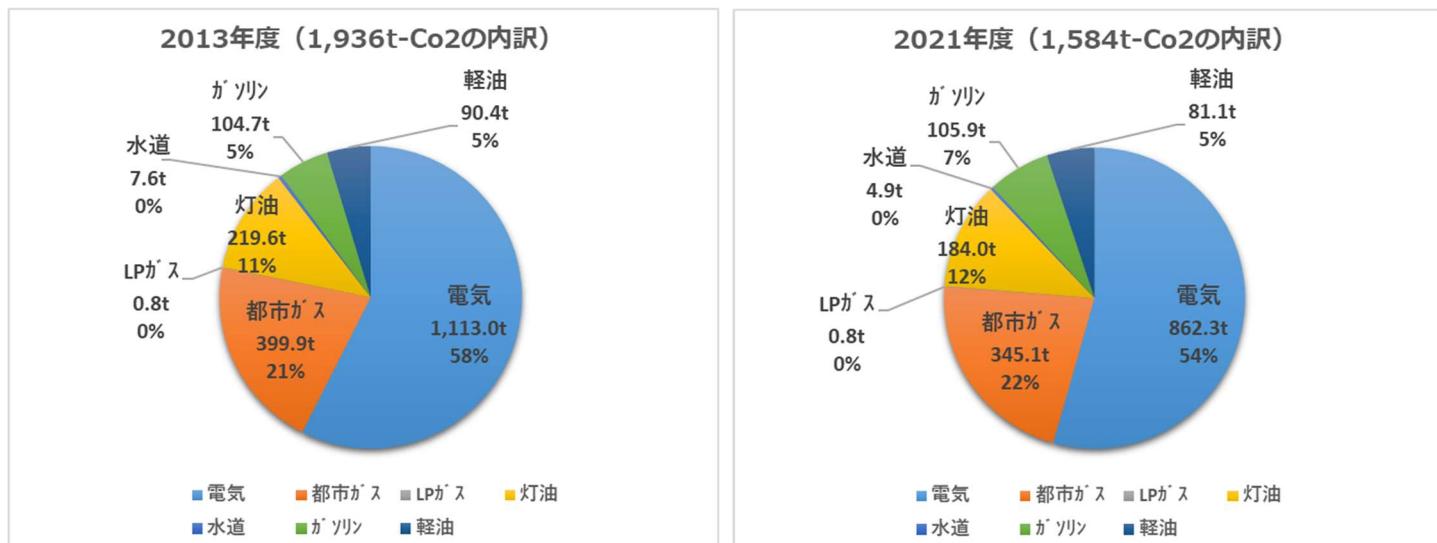
にかほ市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、直近の令和3（2021）年度は1,584tとなっており、基準年度である平成25（2013）年度の1,936tと比較すると、18.2%の減少となっています。

【図1 にかほ市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移】



エネルギー種別では、電気が全体の半分以上を占め、次いで都市ガスが20%、灯油が10%、公用車によるガソリンと軽油が10%となっています。

図2 燃料別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013・2021年度）



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

にかほ市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減の要因として、施設照明灯のLED化や施設の統廃合、日常業務での空調機器の適正な温度設定などの節電が考えられます。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、にかほ市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 46% 削減することを目標とします。

【表 3 温室効果ガスの削減目標】

項目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	1,936t-CO ₂	1,045t-CO ₂
削減率	—	46%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

にかほ市で温室効果ガスの排出要因の大部分を占めている電気使用量、都市ガス、灯油、ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

- ・現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- ・施設内の自動販売機を省エネ型への切り替えを推進します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上に努めます。
- ・カーボンニュートラルガスの導入について検討を始めます。

② 施設設備等の更新

- ・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。
- ・施設内の照明灯の LED 化を進めます。
- ・道路照明灯・防犯灯の LED 化を進めます。
- ・施設の断熱性能を高め、空調設備の省エネ化を進めます。

③ 廃棄物の減量とリサイクル化の促進

- ・両面コピー、両面印刷の実施を徹底し、コピー用紙の削減に努めます。
- ・コピー機やプリンターは、再使用可能なカートリッジを使用します。
- ・封筒やファイル等使用可能な用品は再使用します。
- ・ごみの分別によりリサイクルを推進して、ごみの廃棄量の削減と再生資源化を努めます。

④ 公用車の管理及び燃料削減の取組

- ・施設に応じた公用車の使用状況等を精査して、台数削減を含めた適正な台数管理の取組を進めます。
- ・公用車を更新又は新規に購入する際は、可能な限り低公害車及び低燃費車両、グリーン購入基準適合車を導入し、小型車やハイブリッドカーへの更新に努めます。
- ・走行時には不要な荷物は積まないようにするとともに、走行ルートを確認して可能な範囲において走行距離を減らします。
- ・タイヤの空気圧をこまめにチェックし、燃費向上に努めます。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑤ 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギーや節電等の取組を定着させます。
- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・ノー残業デーの徹底を図り、事務室の節電を図ります。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

にかほ市事務事業編を推進するために、市長を委員長とする「にかほ市地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

(1) 進捗体制

① にかほ市地球温暖化対策庁内委員会

にかほ市地球温暖化対策庁内委員会は、必要に応じて定期的に開催されている管理職会議により実施するものとして、にかほ市事務事業編の取組方針の指示や進捗状況の報告、目標に向けた課題についての協議を行います。

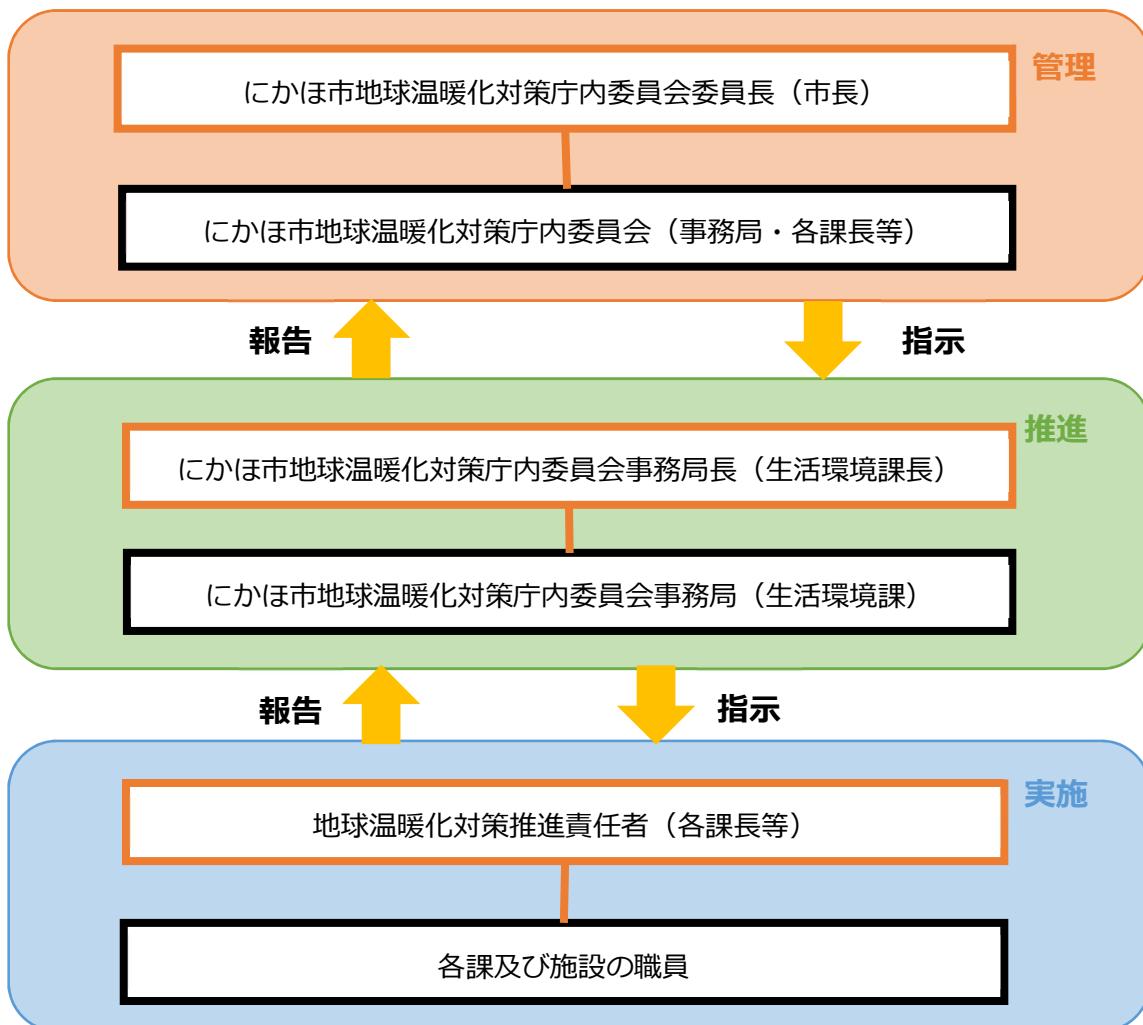
② にかほ市地球温暖化対策庁内委員会事務局

生活環境課長を事務局長とし、生活環境課生活環境班職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行うものとし、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その結果を事務局に報告します。

【図3 にかほ市事務事業編の推進体制】



（2）点検・評価・見直し体制

にかほ市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、にかほ市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

にかほ市事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028年度ににかほ市事務事業編の改定を行います。

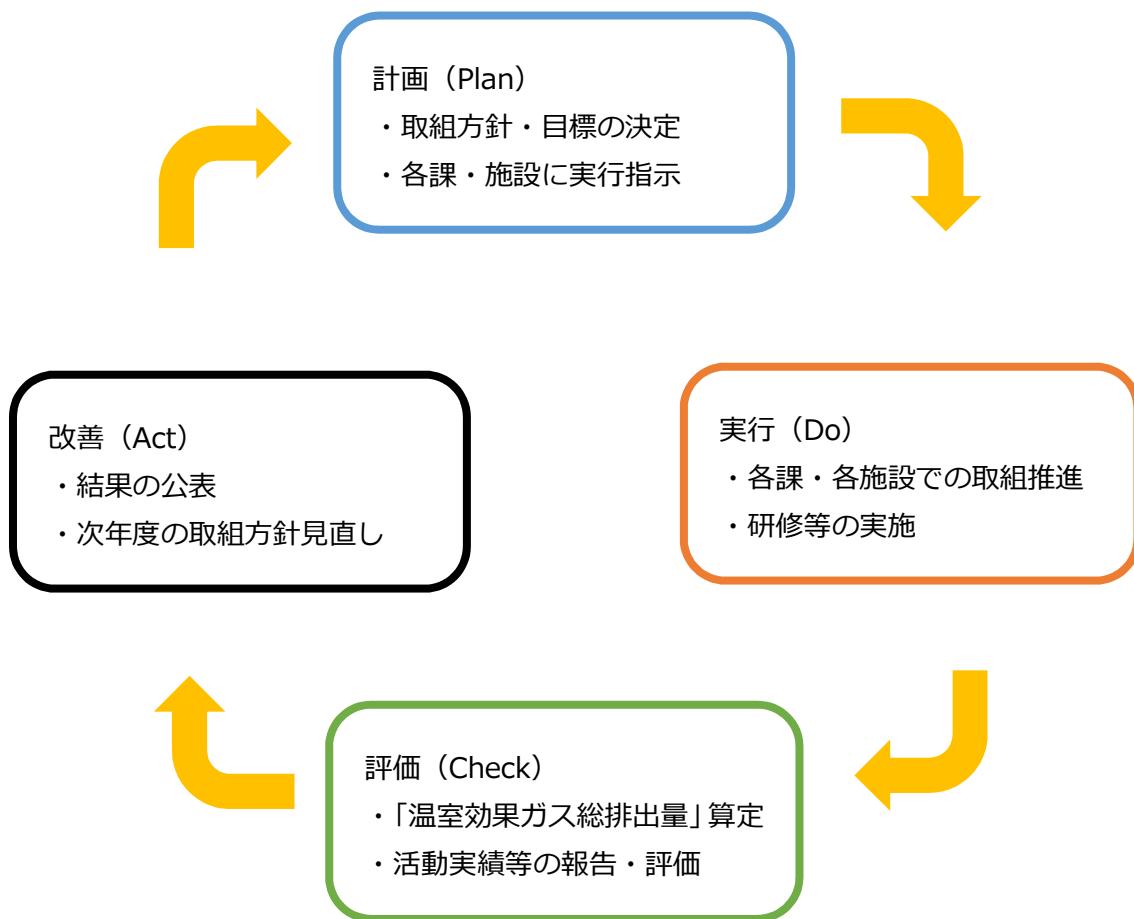


図 3 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

にかほ市事務事業編の進捗状況は、にかほ市の広報紙やホームページ等で毎年公表します。